

引照

7.020 クラブ例会の実施

7.020.1 クラブ／地区／ゾーン会合における礼儀作法

8.030.2 ロータリアンの行動規範

2.120. 青少年の保護

2.120.1. 青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある(2006 年 11 月理事会会合、決定 72 号)。

出典:2002 年 11 月理事会会合、決定 98 号。2006 年 11 月理事会会合、決定 72 号により改正

2.120.2. 性的虐待およびハラスメントの防止

すべてのロータリアン、クラブ、地区は、「青少年と接する際の行動規範に関する声明」、および事務総長により作成された虐待およびハラスメント防止に関する RI の指針に従うべきものとされる。指針には、次の要件が含まれている。

1. RI は、虐待およびハラスメントに対して、いかなる違反も法規適用する方針(ゼロ容認方針)を有する。
2. 性的虐待あるいはハラスメントの申し立てがあった場合には、第三者による、徹底した調査が行われなければならない。
3. 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての被疑者となったロータリー青少年プログラムに関与するいかなる成人も、問題が解決するまでは、青少年との接触を一切断たなければならない。
4. 虐待のいかなる申し立ても、いかなる違反も法規適用する RI の方針(ゼロ容認方針)に則り、即刻、適切な法執行機関(警察等)に報告されなければならない。
5. 虐待やハラスメント(嫌がらせ)のすべての申し立ては、地区役員がこの事態の報告を受けてから 72 時間以内に、地区から RI に報告するものとする。地区は、RI への報告を担当する人を 1 名、地区内で指定しなければならない。
6. 性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそれに関与したと認められたいかなるロータリアンについても、クラブは、その会員身分を終結しなければならない。性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるい

7. 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての調査で結論が導き出されなかった場合、青少年の参加者の安全および被告発者の保護のため、本人が将来関わる青少年を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。性的虐待あるいはハラスメントの申し立てが引き続き寄せられた場合、その成人は、ロータリーに関連して行われる青少年活動への関与を、永久的に禁じられるものとする。刑事上の罪あるいは民事上の罪にかかわらず、当該成人の存在は当組織の評判を損なうものとなり、青少年にとって有害となる可能性がある。これはまた、他の青少年からの他の告発から当該成人を守ることにともなる。罪を問われ、後に嫌疑が晴れた本人は、青少年プログラムへの参加への復帰を申請することができる。復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない(2016年9月理事会会合、決定57号)。

2.120.3. 青少年の旅行および宿泊

クラブと地区は以下を行う。

1. 地元地域の外に旅行する、または宿泊を含む旅行をする青少年参加者全員の両親または保護者から事前に書面で許可を得るものとする。
2. 両親または保護者に、プログラムの詳細、行事の場所、旅行日程、宿泊先、プログラム運営者の連絡先を出発前に提供するものとする。
3. 自宅から 150 マイル (241 キロ) 以上離れた場所、あるいは母国外に旅行する場合は、旅行する未成年者の両親または保護者が旅行保険を提供するよう義務づけるべき

である。その補償内容には、医療（母国を離れる旅行の場合）、緊急医療移送、遺体の本国送還、法的責任を含め、補償額は、活動または行事を主催するクラブまたは地区にとって満足のいくものでなければならない。また、補償期間は、未成年者が自宅を出発し、自宅に帰るまでとする。

クラブと地区の方針および手続きには以下を含めるべきである。

1. ボランティアの申請と審査の手続き
2. ボランティアの任務内容と責務の概要
3. 未成年者数に対する成人数の割合に関する監督基準
4. 以下を含む危機管理計画
 - a. 医療とそのほかの緊急事態への対応と成人の支援の提供
 - b. 両親および法的保護者との連絡の手続き
5. RI の方針に準じて、申し立てあるいは事態を報告し、これに十分に対応するための書面による指針（2016 年 9 月理事会会合、決定 57 号）。

出典：2009 年 1 月理事会会合、決定 155 号、2010 年 6 月理事会会合、決定 210 号。2013 年 6 月理事会会合、決定 196 号、2016 年 9 月理事会会合、決定 57 号により改正